



第17期 定時株主総会招集ご通知

 日時
2021年6月29日（火曜日）午前10時

 場所
京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地
当社ホール
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。)

郵送または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使期限
2021年6月28日（月曜日）午後5時到着分まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役 7名選任の件
- 第3号議案 監査役 4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役 1名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件
- 第6号議案 会社法改正に伴う取締役に対する業績連動型株式報酬等の内容再決議の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前に同封の議決権行使書をご返送いただくか、電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただき、**株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。**

株主総会にご出席の株主様への**お土産のご用意はございません。**

目 次

○第17期定時株主総会招集ご通知	1
○株主総会参考書類	5
(添付書類)	
○事業報告	27
○計算書類	50
○監査報告	56

◎本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役会および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>) に掲載させていただきます。

証券コード 6674

2021年6月8日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株 主 各 位

京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地
株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役社長 村 尾 修

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、健康状態にかかわらず、当日のご出席はお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法によって事前の議決権行使をいただくことを強く推奨いたします。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、「議決権行使についてのご案内」に従って、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地 当社ホール
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役 7名選任の件
 - 第3号議案 監査役 4名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役 1名選任の件
 - 第5号議案 取締役賞与支給の件
 - 第6号議案 会社法改正に伴う取締役に対する業績連動型株式報酬等の内容再決議の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎当日の受付開始時間は、午前9時を予定しております。

◎当日は、株主様のみご入場いただけます。代理出席の場合は、代理人の方も株主様であることが必要です。なお、代理人は1名とさせていただきます。

〈株主様へのお願い〉

- 株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、**健康状態にかかわらず、当日のご出席はお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法によって事前に議決権を行使いただくことを強く推奨いたします。**
なお、株主総会当日の動画を、株主総会終了後、**インターネット上に掲載させていただきます。**当社ホームページ (<https://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>) にアクセスしていただき、**ご確認下さいますようお願い申し上げます。**
- 接触感染リスク低減のため株主の皆様の座席間隔を広くすることから、**座席を80席程度しかご用意できません。**何卒ご容赦下さいますようお願い申し上げます。
- ご出席の株主様は、**マスクのご持参およびご着用をお願い申し上げます。**なお、会場受付付近にて、アルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒を行なっていただきますようお願い申し上げます。
- ご出席の株主様は、会場入口付近にて、**非接触型体温計による検温へのご協力をお願い申し上げます。**発熱があると認められた方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから**14日間が経過していない方は、ご入場をお断りさせていただきます。**なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付にてその旨お申し出いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温等の体調確認を行なったうえ、マスク着用で対応をさせていただきますので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。
- 本総会の開催時間を短縮する観点から**議場におけるご説明を簡略化させていただきます。**
- 株主総会当日までの感染拡大状況や政府等の発表内容により、本総会の運営方法を変更する場合がございます。**インターネット上の当社ホームページ (<https://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>) より、最新の情報をご確認下さいますようお願い申し上げます。**



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

開催日時

2021年6月29日(火曜日)
午前10時



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送下さい。

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後5時到着分まで



電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合

次頁の案内に従って、各議案の賛否をご入力下さい。

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権を重複行使された場合の取扱い

1. 書面と電磁的方法(インターネット等)により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法(インターネット等)によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
2. 電磁的方法(インターネット等)により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に関する注意事項

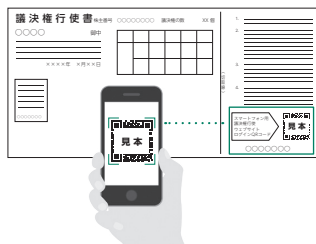
1. 同封の議決権行使書用紙に表示された「QRコード」または「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
2. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
3. パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱い下さい。
4. パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
5. 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

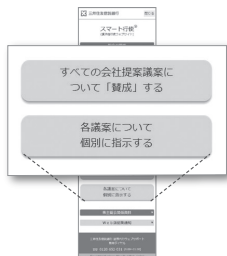
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

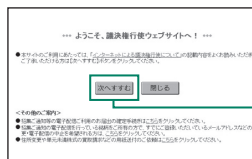
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

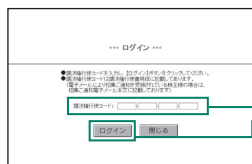
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



「次へすすむ」をクリック

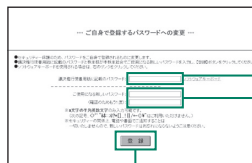
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

☎0120-652-031 (午前9時～午後9時受付)

議決権行使に関する事項以外のご照会

☎0120-782-031 (平日午前9時～午後5時受付)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと考えておりますが、それと同時に配当は原則として、連結の業績動向を踏まえ、財務状況、配当性向等を総合的に勘案して決定すべきものと考えております。

当期の期末配当につきましては、当事業年度の連結業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき、金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、4,033,776,100円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役7名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、当社は、取締役の人事の透明性および客観性を確保するために、独立役員である社外取締役を委員の過半数とし、かつ委員長とする、指名・報酬委員会を設置しており、取締役候補者の選定につきましては、指名・報酬委員会の答申を経たうえで、取締役会で決定しております。


取締役候補者は次のとおりであります。


候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会の出席状況	取締役在任期間
1	むらお おさむ 村尾 修	再任	100% (17回/17回)	9年
2	なかがわ としゆき 中川 敏幸	再任	100% (17回/17回)	11年
3	しぶたに まさひろ 澁谷 昌弘	新任	—	—
4	ふくおか かずひろ 福岡 和宏	再任	100% (13回/13回)	1年
5	おおたに いくお 大谷 郁夫	再任 社外 独立	100% (17回/17回)	4年
6	まつなが たかよし 松永 隆善	再任 社外 独立	100% (17回/17回)	3年
7	ののがき よしこ 野々垣 好子	再任 社外 独立	100% (13回/13回)	1年


(注) 取締役 福岡和宏および野々垣好子の各氏は、2020年6月26日開催の定時株主総会において選任されており、就任後の取締役会の開催回数は13回です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	 <p>再任 むら お おさむ 村尾 修 (1960年1月15日生)</p>	<p>1982年4月 日本電池(株)(現(株)GSユアサ)入社 2011年6月 (株)GSユアサ理事 2012年6月 当社取締役、品質担当、技術副担当 (株)GSユアサ取締役 (株)ジーエス・ユアサ テクノロジー取締役 2014年6月 当社産業電池電源事業副担当 2015年6月 当社取締役社長(現任)、最高経営責任者(CEO)(現任) (株)GSユアサ取締役社長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)GSユアサ取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由および期待される役割】 村尾 修氏は、製造および生産技術部門における業務経験に加え、取締役として品質、技術、産業電池電源事業を担当し、当社グループの事業に関する幅広い識見を有しております。また、2015年6月に当社取締役社長就任後、CEOとして当社グループを統括しており、当社グループの中期経営計画の策定を指揮し、計画の遂行に向けてリーダーシップを発揮するなど当社グループの経営を牽引してまいりました。これらの経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	11,223株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	 <p>再任 なか がわ とし ゆき 中川敏幸 (1957年4月12日生)</p>	<p>1981年4月 日本電池(株)(現 株)G S ユアサ)入社 2009年4月 株)ブルーエナジー取締役 2009年6月 当社執行役員 2010年6月 当社取締役、経営戦略・広報担当 当社コーポレート室長 株)G S ユアサ取締役 2012年6月 当社理財・情報システム担当 株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス(現 株)G S ユアサ)取締役社長 2014年6月 当社常務取締役 株)G S ユアサ常務取締役 2016年9月 当社 I R・C S R 担当 2017年6月 当社最高財務責任者(C F O)(現任) 2018年6月 当社専務取締役(現任) 株)G S ユアサ専務取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株)G S ユアサ専務取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由および期待される役割】 中川敏幸氏は、人事、経理、財務などの管理部門における業務経験に加え、取締役として理財、経営戦略、広報、I R、情報システム、C S Rを担当し、グループ経営全般に関する識見を有しております。これらの経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	8,842株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	 <p>新任 しぶたに まさひろ 澁谷 昌弘 (1960年11月2日生)</p>	<p>1984年4月 湯浅電池(株)(現(株)GSユアサ)入社 2006年1月 当社財務統括部担当部長 2007年4月 (株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス(現(株)GSユアサ)取締役 2010年4月 湯浅(天津)実業有限公司 董事総経理 2012年4月 当社コーポレート室担当部長 当社内部統制室担当部長 2014年6月 (株)GSユアサ理事 (株)ジーエス・ユアサ バッテリー監査役 2015年4月 (株)GSユアサ理財部長 2016年6月 同社執行役員 同社自動車電池事業部副事業部長 (株)ジーエス・ユアサ バッテリー取締役社長 2019年6月 (株)GSユアサ上席理事 同社自動車電池事業部企画本部本部長 2020年4月 同社取締役 同社自動車電池事業部事業部長(現任) 2021年4月 同社常務取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)GSユアサ常務取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由および期待される役割】 澁谷昌弘氏は、自動車電池事業や管理部門における業務経験に加え、海外子会社の役員を務めるなど、グローバルな事業経営と管理、運営業務に関する識見を有しております。これらの経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>	1,379株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	 <p>再任 ふくおかかずひろ 福岡和宏 (1959年7月18日生)</p>	<p>1982年4月 日本電池(株)(現(株)GSユアサ)入社 2004年4月 当社経営戦略統括部(情報システム)担当部長 2005年10月 (株)ジーエス・ユアサ ビジネスサポート(現(株)GSユアサ)取締役 2008年8月 Siam GS Battery Co., Ltd.代表取締役副社長 2015年6月 (株)GSユアサ理事 2017年6月 同社人事部長(現任) 2019年6月 同社上席理事 2020年4月 同社取締役(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)GSユアサ取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由および期待される役割】 福岡和宏氏は、情報システム、経営戦略、人事などの管理部門における業務経験に加え、海外子会社の役員を務めるなど、グループ経営全般に関する識見を有しております。これらの経験と識見から、グループ経営全般の統括および監督に適した人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	6,037株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	 <p>再任</p> <p>社外 独立</p> <p>おおたにいくお 大谷 郁夫 (1953年11月20日生)</p>	<p>1976年3月 (株)ワコール(現(株)ワコールホールディングス)入社 2004年6月 同社執行役員経営管理部長 2006年6月 (株)ワコール取締役執行役員経営管理担当 2008年4月 同社取締役執行役員総合企画室長 2010年4月 同社取締役執行役員経理担当 (株)ワコールホールディングス経営企画部長 2010年6月 同社取締役 同社グループ管理統括兼経営企画部長 2011年6月 同社常務取締役 2012年6月 同社専務取締役 2017年6月 当社取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 大谷郁夫氏は、持株会社における経営企画、グループ管理の経験および同社取締役としての経験から、グループ経営全般に関する幅広い識見を有しております。これらの経験と識見および中立的かつ客観的な視点から当社取締役会としての業務執行に対する監督機能を発揮いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	397株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	 <p>再任</p> <p>社外 独立</p> <p>まつなが たか よし 松永隆善 (1951年5月11日生)</p>	<p>1975年4月 積水化学工業(株)入社 2002年6月 同社取締役、高機能プラスチックカンパニーシニアバイスプレジデント 2004年4月 同社取締役、高機能プラスチックカンパニーⅠT関連ビジネスユニット担当 2004年6月 同社常務取締役、高機能プラスチックカンパニーⅠT関連ビジネスユニット担当 2005年4月 同社専務取締役、高機能プラスチックカンパニープレジデント 2008年4月 同社専務取締役、専務執行役員、高機能プラスチックカンパニープレジデント 2008年6月 同社取締役、専務執行役員、高機能プラスチックカンパニープレジデント 2014年3月 同社取締役、社長特命事項担当 2014年6月 同社監査役 積水樹脂(株)社外監査役 2018年6月 当社取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 松永隆善氏は、上場会社における取締役としての経営経験に加え、上場会社の監査役としての経験から経営全般を監督するための幅広い識見を有しております。これらの経験と識見および中立的かつ客観的な視点から当社取締役会としての業務執行に対する監督機能を発揮いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	773株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	 <p>再任</p> <p>社外 独立</p> <p>の の がき よ し こ 野々垣好子 (1957年7月31日生)</p>	<p>1980年4月 ソニー(株)入社 1992年9月 ソニーポーランド代表取締役社長 1994年7月 ソニー(株)記録メディア&エナジー事業本部販社統括部長 1999年4月 同社パーソナルITネットワーク事業本部企画マーケティング統括部長 2006年4月 同社ビジネス&プロフェッショナル事業本部事業企画統括部長 2009年4月 同社ビジネス&プロフェッショナル事業本部企画マーケティング部門部門長 2013年4月 同社人事部グローバルダイバーシティダイレクター 2015年6月 (株)ジョリーパスタ社外取締役 2019年6月 (株)ニフコ社外取締役(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)ニフコ社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 野々垣好子氏は、上場会社の事業部門における業務経験や海外子会社における経営経験に加え、上場会社における社外取締役としての経験から経営全般を監督するための幅広い識見を有しております。これらの経験と識見および中立的かつ客観的な視点から当社取締役会としての業務執行に対する監督機能を発揮いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	191株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大谷郁夫、松永隆善、野々垣好子の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大谷郁夫氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 松永隆善氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 野々垣好子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、大谷郁夫、松永隆善、野々垣好子の各氏との間で、当社定款第28条および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を1,000万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、全ての取締役が当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要は、36頁に記載のとおりであります。
8. 当社は、大谷郁夫、松永隆善、野々垣好子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
9. 野々垣好子氏は、2021年6月18日開催予定のサトーホールディングス(株)定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

現在の監査役4名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、改めて監査役4名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社 における 地位	取締役会の 出席状況	監査役会の 出席状況	監査役 在任 期間
1	むらかみ まさゆき 村上 真之 再 任	監査役 (常勤)	100% (17回/17回)	100% (14回/14回)	2年
2	ふるかわ あきお 古川 明男 新 任	取締役	100% (17回/17回)	—	—
3	ふじい つかさ 藤井 司 再 任 社 外 独 立	監査役	100% (17回/17回)	100% (14回/14回)	4年
4	つじうち あきら 辻内 章 新 任 社 外 独 立	—	—	—	—

招集ご通知

株主総会参考書類


事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	 <p>再任 むら しみ まさ ゆき 村上真之 (1958年5月18日生)</p>	<p>1982年4月 日本電池(株)(現(株)GSユアサ)入社 2008年6月 (株)ジーエス・ユアサ バッテリー取締役 2010年6月 同社常務取締役 2013年6月 (株)GSユアサ執行役員 2015年6月 当社取締役、自動車電池事業・環境担当 (株)GSユアサ取締役 2019年6月 当社監査役(常勤)(現任) (株)GSユアサ監査役(現任) (株)ジーエス・ユアサ テクノロジー監査役(現任) (株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス(現 (株)GSユアサ)監査役</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)GSユアサ監査役 (株)ジーエス・ユアサ テクノロジー監査役</p> <p>【監査役候補者とした理由】 村上真之氏は、事業部門における販売、生産、開発などの業務経験に加え、経理部や購買部などの管理部門や子会社取締役の業務を経験し、当社グループの経営、管理全般に関する豊富な識見を有しております。これらの経験と識見から、取締役会や業務執行に対する監査機能の充実が図れるものと判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。</p>	5,913株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	 <p>新任 ふるかわ あきお 古川 明男 (1958年7月28日生)</p>	<p>1981年4月 湯浅電池(株)(現 株)G S ユアサ)入社 2004年4月 当社経営戦略統括部担当部長 2011年6月 (株)G S ユアサ理事 2014年6月 同社執行役員 2017年6月 同社常務執行役員 2018年6月 当社取締役(現任) (株)G S ユアサ取締役(現任)</p> <p>【監査役候補者とした理由】 古川明男氏は、事業部門や海外子会社における業務経験に加え、管理部門や海外子会社の役員を経験し、当社グループの経営、管理全般に関する豊富な識見を有しております。これらの経験と識見から、取締役会や業務執行に対する監査機能のさらなる充実が図れるものと判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。</p>	5,847株
3	 <p>再任 社外 独立 ふじ い つかさ 藤井 司 (1957年8月16日生)</p>	<p>1986年4月 弁護士登録 植原敬一法律事務所入所 1991年4月 辰野・尾崎・藤井法律事務所開業 パートナー弁護士(現任) 2007年4月 関西学院大学法科大学院非常勤講師(現任) 2014年9月 枚方市建築審査会委員(会長)(現任) 2017年1月 大阪地方裁判所鑑定委員(借地非訟関係)(現任) 2017年6月 当社監査役(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 辰野・尾崎・藤井法律事務所 パートナー弁護士</p> <p>【社外監査役候補者とした理由】 藤井 司氏は、弁護士として培われた幅広い経験と企業法務に係る高い識見を有しております。これらの経験および識見に基づき、中立的かつ客観的な立場から監査を実施いただくことで、当社における監査機能の充実を図ることが期待できると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。</p>	596株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	 <p data-bbox="238 612 317 642">新任</p> <p data-bbox="238 657 430 687">社外 独立</p> <p data-bbox="226 703 438 786">つじうち あきら 辻内 章 (1954年5月24日生)</p>	<p data-bbox="468 204 1202 264">1978年2月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人 トーマツ)入所</p> <p data-bbox="468 272 808 302">1982年3月 公認会計士登録</p> <p data-bbox="468 309 1202 370">1998年6月 監査法人 トーマツ(現有限責任監査法人 トーマツ)パートナー</p> <p data-bbox="468 378 1126 408">2019年6月 (株)エステック社外取締役 監査等委員(現任)</p> <p data-bbox="468 415 1050 446">2019年7月 辻内公認会計士事務所開設 所長(現任)</p> <p data-bbox="468 453 899 483">2020年1月 (株)学情社外取締役(現任)</p> <p data-bbox="468 491 945 521">2020年6月 積水樹脂(株)社外監査役(現任)</p> <p data-bbox="476 521 687 551">[重要な兼職の状況]</p> <p data-bbox="491 551 801 582">辻内公認会計士事務所 所長</p> <p data-bbox="491 589 914 619">(株)エステック社外取締役 監査等委員</p> <p data-bbox="491 627 695 657">(株)学情社外取締役</p> <p data-bbox="491 665 748 695">積水樹脂(株)社外監査役</p> <p data-bbox="461 703 801 733">【社外監査役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="446 740 1353 975">辻内 章氏は、公認会計士として培われた幅広い経験と財務および会計に関する幅広い識見を有しております。これらの経験および識見に基づき中立的かつ客観的な立場から監査を実施いただくことで、当社における監査機能のさらなる充実を図ることが期待できると判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。</p>	100株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤井 司氏および辻内 章氏は、社外監査役候補者であります。
3. 辻内 章氏は、2020年6月まで当社の会計監査人であった有限責任監査法人 トーマツの業務執行者であったことがありますが、2019年6月に退職しており、監査役としての職務遂行にあたり経営執行者からの制約を受けるような関係は一切ございません。
4. 藤井 司氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、藤井 司氏との間で、当社定款第38条および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を1,000万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

6. 辻内 章氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、当社定款第38条および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を1,000万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が監査役に選任され就任した場合は、全ての監査役が当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要は、36頁に記載のとおりであります。
8. 当社は、藤井 司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
9. 辻内 章氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
10. 古川 明男氏は、現在(株)GSユアサの取締役であります。2021年6月28日付で退任予定であります。
11. 辻内 章氏は、現在(株)エステックの社外取締役 監査等委員であります。2021年6月17日開催の同社定時株主総会終結後、退任予定であります。

ご参考

第2号および第3号議案承認後の経営体制（予定）

氏名	地位および担当	当社が期待する知見・経験								指名・報酬委員会
		会社経営	財務会計	法律／コンプライアンス	IT	国際	営業	生産	技術	
村尾 修	取締役社長 最高経営責任者 (CEO)	○						○	○	■
中川 敏幸	取締役副社長 最高財務責任者 (CFO)	○	○	○	○					■
澁谷 昌弘	常務取締役	○	○			○	○			
福岡 和宏	取締役	○		○	○	○	○			
大谷 郁夫	社外独立 取締役	○	○							■
松永 隆善	社外独立 取締役	○			○	○		○	○	■
野々垣 好子	社外独立 取締役	○			○	○	○			■
村上 真之	監査役(常勤)	○	○	○			○	○		
古川 明男	監査役(常勤)	○				○	○			
藤井 司	社外独立 監査役		○	○						
辻内 章	社外独立 監査役		○	○						

- (注) 1. 地位および担当は本総会終結後の取締役会または監査役会にて決定いたします。
2. 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。


第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2017年6月29日開催の第13期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役 中久保満昭氏の選任の効力が失効いたしますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 社外 独立 </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">なかくぼ みつ あき 中久保 満 昭 (1966年11月24日生)</p>	<p>1995年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2001年4月 あさひ法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2007年6月 当社買収防衛策導入に伴う企業価値評価委員会委員 2008年4月 第二東京弁護士会常議員 2015年6月 日機装(株)社外監査役 2019年6月 (株)ファンケル社外取締役(現任) 2021年3月 日機装(株)社外取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] あさひ法律事務所 パートナー弁護士 (株)ファンケル社外取締役 日機装(株)社外取締役</p>	0株
	<p>【補欠監査役候補者とした理由】</p> <p>中久保満昭氏は、弁護士として企業法務全般にわたり広く活躍されており、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスに係る高い識見を有しております。これらの経験および識見に基づき、中立的かつ客観的な立場から監査を実施いただくことで、当社における監査機能の充実を図ることが期待できると判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>	

- (注) 1. 中久保満昭氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 中久保満昭氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。
 3. 中久保満昭氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、当社定款第38条および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を1,000万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、中久保満昭氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要は、36頁に記載のとおりであります。
5. 中久保満昭氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役4名（社外取締役を除く。）に対し、当期の業績等を勘案して総額10百万円以内の賞与を支給いたしたく存じます。

本議案は、38頁から40頁までに記載しております取締役会において決定された方針に基づき、独立社外取締役3名、社内取締役2名で構成される指名・報酬委員会の協議を経て決定したものであり、当該方針の内容に照らしても相当であると判断しております。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたく存じます。

第6号議案 会社法改正に伴う取締役に対する業績連動型株式報酬等の内容再決議の件

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下も同様とする。）を対象に、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入について、2017年6月29日開催の第13期定時株主総会においてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」という。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴ない、本制度における取締役へ付与されるポイント数算定に用いる業績達成度を評価するための指標および取締役が自己都合で辞任する場合または解任される場合の取扱いの概要を明らかにした上で、改めて本制度につき、ご承認をお願いするものであります。なお、本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではありません。

1. 提案の内容および理由

本制度は、当社の業績および株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益およびリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、38頁から40頁までに記載しております取締役会において決定された方針の内容にも沿う内容であることに鑑み、当社といたしましては本議案の内容は相当であると考えております。

具体的には、2005年6月29日開催の第1期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（月額総額30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とは別枠で、本制度に基づく業績連動型株式報酬を当社の取締役に対して支給することといたしたいと存じます。

なお、その詳細につきましては、後記「2. 本制度における報酬等の額および内容等」の範囲内で取締役会の決議にご一任願いたく存じます。

また、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認された場合、本制度の対象となる取締役の員数は4名となります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が設定する信託（以下、「本信託」という。）に金銭を信託し、本信託において当社普通株式（以下、「当社株式」という。）の取得を行ない、取締役に対して、取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が本信託を通じて交付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(2) 信託期間

本信託の信託期間は、当初2017年8月から2019年8月までの2年間としておりました。その後、2019年6月の当社取締役会において、本信託の信託期間を2019年8月から2022年8月まで延長することを決定しております。この延長手続きについては、原決議により、信託期間の満了時において、取締役会の決定により、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含む。以下も同様とする。）、本制度を継続することがある旨ご承認いただいております。本制度を継続する場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金を、本定時株主総会で承認された上限額の範囲内で拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続、信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記（4）①のポイントの付与および後記（4）②の当社株式の交付を継続いたします。

ただし、前記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 当社が拠出する金銭の上限

取締役の報酬として、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、信託期間中に、1年につき金40百万円を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定いたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得いたします。

なお、信託期間を延長する場合は、延長した信託期間の年数に金40百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出いたします。

(注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

(4) 取締役に交付される当社株式数の算定方法と上限

①取締役に対するポイントの付与方法およびその上限

取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役位や直前に終了する事業年度の業績目標の達成度等に応じたポイントを付与いたします。

ただし、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり108,000ポイントを上限といたします。

業績達成度を評価する指標は、中期経営目標としている連結の売上高、のれん等償却前営業利益率および事業活動の効率性を評価するROIC（投下資本利益率）等とし、業績目標の達成度に応じて取締役に付与されるポイントは、0%～100%の範囲で変動するものとします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、前記①で付与を受けたポイントの数に応じて、後記(5)の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に0.2を乗じた数といたします。

ただし、当社株式について、株式分割や株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行なうことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率や併合比率等に応じて、合理的な調整を行ないます。

なお、各取締役に交付すべき当社株式の数は、本制度導入当初、当該取締役に付与されたポイント数に1.0を乗じた数としておりましたが、2018年10月1日付で当社株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該併合比率に応じて調整を行なっております。

(5) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する前記(4)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行なうことにより、本信託から行なわれます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

なお、信託期間中に取締役が自己都合で辞任する場合または取締役会の決定に基づき株主総会において解任される場合、累積ポイントの全部または一部が失効し、株式および金銭が交付されない場合があります。

(6) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人が受託者に対して議決権不行使の指図を行ない、受託者は、かかる指図に従い、信託期間を通じ議決権を行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(7) 配当の取扱い

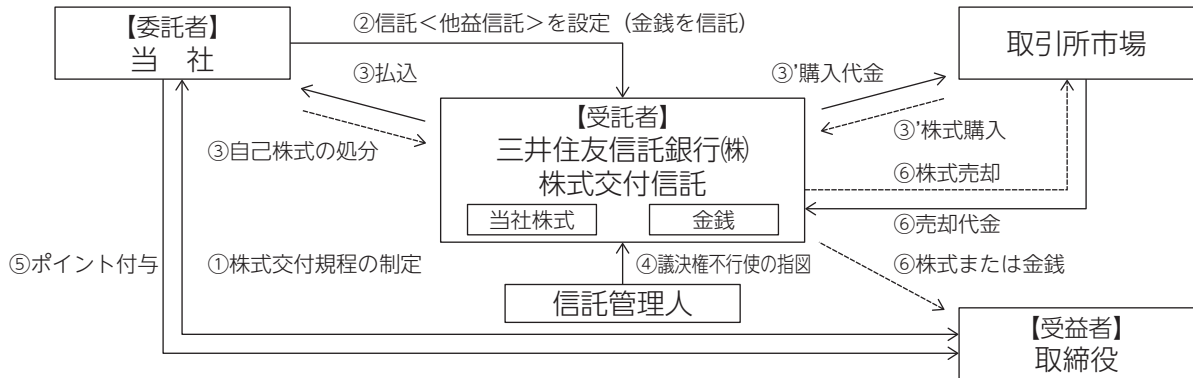
本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(8) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考)

【本制度の仕組み】



- ①当社は取締役（社外取締役を除く。以下も同様とする。）を対象とする株式交付規程を制定しております。
- ②当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定しております。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた範囲内の金額といたします。）を信託しております。
- ③受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得いたします（自己株式の処分による方法や、取引所市場から取得する方法によります。）。
- ④信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者といたします。）を定めております。本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行ない、受託者は、かかる指図に従い、信託期間を通じ議決権を行使しないことといたします。
- ⑤株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与いたします。
- ⑥株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。

【本信託の概要】

名称：役員向け株式交付信託

委託者：当社

受託者：三井住友信託銀行(株)（再受託者（株）日本カストディ銀行）

受益者：取締役のうち一定の要件を満たす者

信託管理人：(株)青山総合会計事務所

信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

以上

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、景気が大幅に悪化しました。段階的に経済活動が再開していることに加え、ワクチン接種による感染収束への期待も高まりつつありますが、足元は感染の再拡大の影響により依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況の中、当社グループでは、主として国内外の自動車新車向け鉛電池や、プラグインハイブリッド車用リチウムイオン電池の販売が減少したことなどにより、当連結会計年度の売上高は、3,865億11百万円と前連結会計年度に比べて90億42百万円減少(△2.3%)いたしました。営業利益は、国内外の自動車補修用鉛電池やハイブリッド車用リチウムイオン電池の販売が堅調であったことなどにより、248億10百万円(のれん等償却前営業利益は270億69百万円)と前連結会計年度に比べて31億34百万円増加(14.5%)いたしました。経常利益は、営業利益の増益に加えて為替差益計上等営業外収支の改善により、272億79百万円と前連結会計年度に比べ41億69百万円増加(18.0%)いたしました。

なお、営業利益、経常利益につきましては過去最高益となりました。これに対し、親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失を計上したことに加えて、一部連結子会社の収益力低下に伴ない繰延税金資産の回収可能性を加味したこともあり、114億55百万円と、前連結会計年度に比べて22億19百万円減少(△16.2%)いたしました。

事業別の状況は、以下のとおりであります。

【報告セグメント】

[自動車電池]

国内における売上高は、補修用需要は堅調に推移いたしましたが、特に第1四半期の自動車新車の生産が大幅に減少したことによる新車用販売数量の減少に加え、鉛価格の下落に伴う販売価格の低下の影響により、836億39百万円と前連結会計年度に比べて44億19百万円減少(△5.0%)いたしました。セグメント損益(のれん等償却前)は、補修用販売増加により、86億69百万円と前連結会計年度に比べて16億92百万円増加(24.3%)いたしました。

海外における売上高は、国内と同様に第1四半期は各国における新型コロナウイルス感染拡大の影響により販売減少の影響がありましたが、第2四半期以降は欧州・豪州等を中心に補修用販売数量が増加し、1,652億96百万円と前連結会計年度に比べて31億57百万円増加(1.9%)いたしました。セグメント損益は、補修用販売数量が増加したことに加え、鉛価格の下落の影響により122億25百万円と前連結会計年度に比べて30億38百万円増加(33.1%)いたしました。

これにより、国内および海外合算における売上高は、2,489億36百万円と前連結会計年度に比べて12億61百万円減少（△0.5%）いたしました。セグメント損益（のれん等償却前）は、208億95百万円と前連結会計年度に比べて47億30百万円増加（29.3%）いたしました。

〔産業電池電源〕

売上高は、大型風力発電用リチウムイオン電池の納入開始による増加はありましたが、主として、通信事業者向け電源装置が一巡したことおよびフォークリフト用電池の販売減少により840億37百万円と前連結会計年度に比べて5億28百万円減少（△0.6%）いたしました。セグメント損益は、上記構成の変化により、68億90百万円と前連結会計年度に比べて22億67百万円減少（△24.8%）いたしました。

〔車載用リチウムイオン電池〕

売上高は、ハイブリッド車用電池の販売は増加したものの、プラグインハイブリッド車用電池の販売が減少したことにより、359億50百万円と前連結会計年度に比べて63億13百万円減少（△14.9%）いたしました。セグメント損益は、ハイブリッド車用電池の販売が増加したこと等により、8億52百万円の損失と前連結会計年度に比べて8億56百万円改善しました。

これらの結果、報告セグメントの売上高は3,689億24百万円、セグメント損益（のれん等償却前）は269億32百万円となりました。

【その他事業】

売上高は、主として航空機用リチウムイオン電池の販売が減少したことにより、175億87百万円と前連結会計年度に比べて9億38百万円減少（△5.1%）いたしました。全社費用等調整後のセグメント損益は1億36百万円と前連結会計年度に比べて1億85百万円減少（△57.6%）いたしました。

〔事業別売上高およびセグメント利益〕

区 分		売 上 高		セグメント利益 または損失(△)	
		金 額	構 成 比		
報告セグメント	自 動 車 電 池	国 内	83,639百万円	21.6 %	8,669百万円
		海 外	165,296	42.8	12,225
	産 業 電 池 電 源	84,037	21.7	6,890	
	車載用リチウムイオン電池	35,950	9.3	△852	
	小 計	368,924	95.4	26,932	
そ の 他 事 業			17,587	4.6	136
合 計			386,511	100.0	27,069

- (注) 1. 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントおよびセグメント利益の調整額であります。報告セグメントに含まれない事業セグメントは、特殊電池事業等を含んでおります。
2. セグメント利益は、のれん等償却前営業利益を指しております。

(2) 資金調達の状況

借入金等につきましては、新型コロナウイルスの影響による急速な需要に備えて借入を実施したことなどにより、前連結会計年度末に比べて8億73百万円増加し、654億20百万円となりました。

(3) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	2017年度 第14期	2018年度 第15期	2019年度 第16期	2020年度 第17期(当期)
売 上 高(百万円)	410,951	413,089	395,553	386,511
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	11,449	13,524	13,674	11,455
1株当たり当期純利益(円)	138.90	164.74	168.23	141.91
総 資 産(百万円)	389,216	384,243	385,416	431,913
純 資 産(百万円)	205,638	207,708	205,318	234,570

- (注) 1. 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴ない、2017年度(第14期)の期首に当該株式併合が行なわれたと仮定し「1株当たり当期純利益」を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を2018年度(第15期)の期首より適用したことにより、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。これに伴ない、2017年度(第14期)の組替えを行ない総資産が2,108百万円減少しております。

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、昨年から継続する新型コロナウイルス感染の世界的拡大に収束の目途が立たない中、人・モノの動きは限定的であり、先行きの不透明感はいまだ晴れていない状況であります。一方、2020年度後半に欧米諸国の環境政策強化に呼応して菅政権が打ち出したカーボンニュートラル政策によって、社会インフラの転換や自動車の電動化が加速しつつあり、社会の方向性が大きく変わろうとしております。また、足元に目を移すと、当社事業の主力分野である自動車産業においては、半導体不足などの影響により、自動車メーカー各社の減産が顕在化しており、影響の長期化という新たな懸念材料が発生しております。

このような環境下、当社は、①環境問題に対する意識の変化、②デジタルシフトの加速、③集中型から分散化への加速に代表されるこの大きな社会変化を好機と捉えております。特に環境問題については、リチウムイオン電池および鉛電池の両事業における自動車電動化への対応および再生可能エネルギー分野向けの売上拡大を積極的に行ない、また同時にESG戦略の一環として長期環境目標を設定し、CO2排出量の削減を更に進めていく等、カーボンニュートラルに伴う環境・CSR課題に取り組んでまいります。

事業別では、自動車電池事業においては、欧米諸国や中国に見られる急速な電動化を踏まえた需要予測の強化が必要となってきております。また各拠点のニーズや顧客要求に沿った商品戦略を迅速に立案し、グローバルでの最適生産体制の構築を進めることで、アイドリングストップ車など環境対応車向け電池をはじめとした高付加価値商品の安定供給・販売拡大を図ってまいります。

産業電池電源事業においては、カーボンニュートラルを背景にした環境・エネルギー分野での売上拡大を図るとともに、AIによる蓄電池システムの故障予兆検知技術などの、デジタル技術を活用した「モノ・コトづくり」の実践により収益性向上に向けた取り組みも強化します。また、海外市場における販売基盤の構築を進めるとともにグローバルな視点での商品戦略を推進してまいります。

リチウムイオン電池事業においては、ハイブリッド車用電池の拡販・12V電池事業の安定立上げなどによって世界的に高まる電動車需要に対応するとともに、社会インフラを含め各種産業用途への展開も積極的に図ってまいります。

当社といたしましては、品質重視の基本姿勢に基づいた事業運営によりお客様に安心と信頼を提供するとともに、「革新と成長」の企業理念のもと、企業価値の向上と将来の持続的成長に向けた事業基盤の構築に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業内容		主要製品
自動車電池	国内	自動車用・二輪車用鉛蓄電池、自動車関連機器
	海外	自動車用・二輪車用鉛蓄電池、小型鉛蓄電池、その他各種用途電池
産業電池電源		据置用・車両用・電動車用・その他各種用途鉛蓄電池、小型鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、産業用リチウムイオン電池、整流器、汎用電源、電池関連機器、各種照明機器、紫外線応用機器、その他各種電源装置
車載用リチウムイオン電池		車載用リチウムイオン電池
その他		大型リチウムイオン電池、特殊電池、その他各種用途電池

(7) 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

① 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

当 社	営 業 所	京都本社 (京都市南区)、東京支社 (東京都港区)
(株)GSユアサ	営 業 所	本社 (京都市南区)、北海道支社 (札幌市中央区)、東北支社 (仙台市青葉区)、東京支社 (東京都港区)、中部支社 (名古屋市中区)、関西支社 (大阪市北区)、中国支社 (広島市中区)、九州支社 (福岡市中央区)
	工 場	京都 (京都市南区)、長田野 (京都府福知山市)、小田原 (神奈川県小田原市)、群馬 (群馬県伊勢崎市)
(株)ジーエス・ユアサ バッテリー	営 業 所	本社 (東京都港区)、北海道支店 (札幌市白石区)、東北支店 (仙台市宮城野区)、首都圏支店 (東京都墨田区)、関東支店 (さいたま市北区)、中部支店 (名古屋市千種区)、関西支店 (兵庫県尼崎市)、中国支店 (広島市西区)、九州支店 (福岡市博多区)
(株)GSユアサ エナジー	営 業 所	本社 (静岡県湖西市)
	工 場	浜名湖 (静岡県湖西市)
(株)ジーエス・ユアサ テクノロジー	営 業 所	本社 (京都府福知山市)、東京 (東京都港区)、京都 (京都市南区)
	工 場	長田野 (京都府福知山市)、京都 (京都市南区)、草津 (滋賀県草津市)
(株)リチウムエナジー ジャパン	営 業 所	本社 (滋賀県栗東市)
	工 場	栗東 (滋賀県栗東市)
(株)ブルーエナジー	営 業 所	本社 (京都府福知山市)
	工 場	長田野 (京都府福知山市)
台湾杰士電池工業股份有限公司	本 社	(台湾)
天津杰士電池有限公司	本 社	(中国)
湯浅蓄電池 (順徳) 有限公司	本 社	(中国)
GS Yuasa Battery Europe Ltd.	本 社	(英国)
Yuasa Battery, Inc.	本 社	(米国)
Century Yuasa Batteries Pty. Ltd.	本 社	(豪州)
PT. Yuasa Battery Indonesia	本 社	(インドネシア)
Siam GS Battery Co., Ltd.	本 社	(タイ)
GS Battery Vietnam Co., Ltd.	本 社	(ベトナム)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

② 企業集団の使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
13,305名	237名減

(8) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株)GSユアサ	10,000百万円	100.0%	蓄電池、電源装置、照明機器の製造、販売
(株)ジーエス・ユアサ バッテリー	310百万円	(100.0)%	蓄電池の販売
(株)GSユアサ エナジー	3,850百万円	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
(株)ジーエス・ユアサ テクノロジー	480百万円	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
(株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス	301百万円	(100.0)%	出納事務請負、経理・決算事務請負、金融
(株)リチウムエナジー ジャパン	7,500百万円	(51.0)%	蓄電池の製造、販売
(株)ブルーエナジー	7,500百万円	(51.0)%	蓄電池の製造、販売
(株)ジーエス・ユアサ フィールディングス	54百万円	(100.0)%	各種電池販売、電池据付工事およびメンテナンス
台湾杰士電池工業股份有限公司	902,824千NT\$	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
天津杰士電池有限公司	529,638千元	(80.0)%	蓄電池の製造、販売
湯浅蓄電池(順徳)有限公司	213,999千元	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
GS Yuasa Battery Europe Ltd.	47,500千STG£	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
Yuasa Battery, Inc.	6,500US\$	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
Century Yuasa Batteries Pty. Ltd.	15,600千A\$	(50.0)%	蓄電池の製造、販売
PT. Yuasa Battery Indonesia	3,154百万RP	(50.0)%	蓄電池の製造、販売
Siam GS Battery Co., Ltd.	71,400千THB	(60.0)%	蓄電池の製造、販売
GS Battery Vietnam Co., Ltd.	113,592百万VND	(77.5)%	蓄電池の製造、販売

(注) 1. () 内の数値は間接所有を示します。

2. 当社の連結子会社および持分法適用会社は、上記の各社を含めそれぞれ54社および19社であります。

3. (株)G S ユアサは、2021年4月1日付で(株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービスを吸収合併しております。

② 特定完全子会社の状況 (2021年3月31日現在)

名 称	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
(株)G S ユアサ	京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地	79,722百万円	181,041百万円

(9) 主要な借入先および借入額 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株)三菱UFJ銀行	9,131 百万円
(株)三井住友銀行	6,431
三井住友信託銀行(株)	2,700
(株)京都銀行	2,700

(10) その他の事項

当社の連結子会社である(株)G S ユアサは、2020年8月4日付でサンケン電気(株)との間で締結した社会システム事業の譲受に関する株式譲渡契約に基づき、2021年5月1日付でサンケン電気(株)の発行済株式の全株式を取得し、同社を連結子会社化するとともに、同社の商号を(株)G S ユアサ インフラシステムズに変更いたしました。

2. 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 280,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 80,675,522株 (自己株式 2,039,420株を除く。)
 (3) 株主数 33,584名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	9,610千株	11.91%
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	5,490	6.81
明治安田生命保険(相)	2,800	3.47
トヨタ自動車(株)	2,236	2.77
(株)三菱UFJ銀行	1,865	2.31
日本生命保険(相)	1,789	2.22
BBH FOR GLOBAL X LITHIUM AND BATTERY TECH ETF	1,604	1.99
(株)京都銀行	1,548	1.92
三井住友信託銀行(株)	1,470	1.82
(株)三井住友銀行	1,421	1.76

(注) 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数 (80,675,522株) を基準に算出しております。

- (5) 事業年度中に会社役員 (会社役員であった者を含む) に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

	株式数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	3,434株	2名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、38頁から39頁までに記載しております。
 2. 上記のほか、兼務していた連結子会社にて、取締役2名に対して5,473株を交付しております。

3. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

氏 名	当社における地位および担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
村 尾 修 ※	取締役社長、最高経営責任者 (CEO)	(株)GSユアサ取締役社長
中 川 敏 幸 ※	専務取締役、最高財務責任者 (CFO)	(株)GSユアサ専務取締役
古 川 明 男	取締役	(株)GSユアサ取締役
福 岡 和 宏	取締役	(株)GSユアサ取締役
大 谷 郁 夫	取締役	
松 永 隆 善	取締役	
野々垣好子	取締役	(株)ニフコ社外取締役
大 原 克 哉	監査役 (常勤)	(株)GSユアサ監査役 (株)ジーエス・ユアサ バッテリー 監査役 (株)GSユアサ エナジー 監査役
山 田 秀 明	監査役 (常勤)	(株)GSユアサ監査役 (株)リチウムエネルギー ジャパン 監査役 (株)ブルーエナジー 監査役 (株)ジーエス・ユアサ フィールドिंगス 監査役
村 上 真 之	監査役 (常勤)	(株)GSユアサ監査役 (株)ジーエス・ユアサ テクノロジー 監査役 (株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス 監査役
藤 井 司	監査役	辰野・尾崎・藤井法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. ※印は、当社における代表取締役であります。
 2. 2020年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役副社長 西田 啓および常務取締役 倉垣雅英の両氏が任期満了により退任いたしました。
 3. 2020年6月26日開催の定時株主総会および取締役会において、村尾 修氏が取締役社長に、中川敏幸氏が専務取締役に、古川明男、福岡和宏、大谷郁夫、松永隆善、野々垣好子の各氏が取締役に、それぞれ選任および選定され、就任いたしました。
 4. 取締役 大谷郁夫、松永隆善、野々垣好子の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

5. 監査役 大原克哉および藤井 司の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 監査役 大原克哉氏は、金融機関における銀行業務および総合的なコンサルティング業における業務の経験から、監査役 村上真之氏は経理・財務部門における業務経験から、また、監査役 藤井 司氏は弁護士の業務を通じて、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 大谷郁夫、松永隆善、野々垣好子の各氏および監査役 藤井 司氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当期中の当社の取締役および監査役の異動はありません。
9. (株)GSユアサは、2021年4月1日付で(株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービスを吸収合併しており、これにより村上真之氏は、(株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービスの監査役を退任しております。
10. 当社は当社ならびに当社子会社である(株)GSユアサ、(株)ジーエス・ユアサ バッテリー、(株)GSユアサ エナジーおよび(株)ジーエス・ユアサ テクノロジーの取締役、監査役、執行役員および理事（以下「役員等」という。）の全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行なった行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行なった役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

(ご参考)

中核事業子会社である(株)G S ユアサの2021年3月31日現在の取締役および監査役の状況は次のとおりであります。

氏 名	地 位 お よ び 担 当
村 尾 修 ※	(株)G S ユアサ取締役社長、内部監査・研究開発・リチウムイオン電池事業担当
中 川 敏 幸 ※	(株)G S ユアサ専務取締役、理財・広報・I R 担当
沢 田 勝	(株)G S ユアサ常務取締役、産業電池電源事業担当
奥 山 良 一	(株)G S ユアサ取締役、リチウムイオン電池開発・知財担当
澁 谷 昌 弘	(株)G S ユアサ取締役、経営戦略・自動車電池事業担当
古 川 明 男	(株)G S ユアサ取締役、自動車電池事業（海外）担当
中 川 正 也	(株)G S ユアサ取締役、自動車電池事業（国内）・調達担当
福 岡 和 宏	(株)G S ユアサ取締役、内部統制・C S R ・人事・総務・リスク管理・情報システム担当
谷 口 隆	(株)G S ユアサ取締役、産業電池電源事業副担当
大 前 孝 夫	(株)G S ユアサ取締役、品質・環境・安全衛生・自動車電池事業（生産）担当
大 原 克 哉	(株)G S ユアサ監査役（常勤）
山 田 秀 明	(株)G S ユアサ監査役（常勤）
村 上 真 之	(株)G S ユアサ監査役（常勤）
桑 名 康 夫	(株)G S ユアサ監査役

(注) ※印は、(株)G S ユアサにおける代表取締役であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 報酬に関する方針

取締役の報酬は、継続的な企業価値の向上および企業競争力の強化のため、優秀な人材の確保、維持および業績向上へのモチベーションを高めることを考慮した水準および体系としております。

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当社取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 算定方法の決定方針

当社では、経営陣幹部および取締役の指名や報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任を強化することを目的に、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を2019年2月に設置しております。2020年度の指名・報酬委員会は6回開催し、取締役の報酬等の妥当性について協議を行ないました。取締役の報酬等の具体的な支給額は、株主総会に承認された報酬限度額の範囲内において、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役社長に委任することを取締役会で決定しております。

取締役の報酬は、固定の基本報酬ならびに短期インセンティブとしての業績連動の年次賞与および中長期インセンティブとしての業績連動の株式報酬により構成しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(i) 基本報酬に関する方針

基本報酬（金銭報酬）は、各取締役の役位等に応じた基準額、連結業績、担当部門および個人の業績評価ならびに当社と同程度の事業規模の上場企業水準等を勘案して決定しております。

(ii) 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は、年次賞与（短期業績連動報酬）と株式報酬（中長期業績連動報酬）で構成しております。

年次賞与は、継続的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、取締役（社外取締役を除く。以下本項において同様とする。）に対し、短期業績連動報酬として単年度の業績（親会社株主に帰属する当期純利益等）や前年からの改善度および目標達成度を考慮して算定し、都度株主総会に諮り支給しております。

なお、当事業年度の年次賞与支給にかかる業績指標となる親会社株主に帰属する当期純利益の2019年度、2020年度の実績は、29頁に記載のとおりであります。

株式報酬は、取締役に対する中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2017年6月29日開催の定時株主総会決議により、業績連動型株式報酬制度を導入しております（同定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名）。

本制度では、当社が設定する信託（以下本項において「本信託」という。）に金銭を信託し、本信託において当社普通株式（以下本項において「当社株式」という。）の取得を行ない、取締役に対して、取締役会が定める株式交付規程に従って役位および中期経営計画の達成度により付与されるポイント数に応じ、当社株式が本信託を通じて交付されます。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

株式報酬付与にかかるポイントは、役位等に応じて毎月付与される固定ポイントと業績目標の達成度に応じて0%から100%の範囲で変動する業績連動ポイントからなります。

業績連動ポイントの指標は、中期経営目標としている連結の売上高、のれん等償却前営業利益率および事業活動の効率性を評価するROIC（投下資本利益率）を用いております。

当事業年度の株式報酬付与にかかるポイントの業績指標の2019年度連結での実績は、売上高3,955億53百万円、のれん等償却前営業利益率6.1%、ROIC10.9%でありました。

なお、当事業年度につきましては、新型コロナウイルスの影響により当事業年度の連結業績予想の算定が困難であったことから、第五次中期経営計画から除外しております。そのため、当事業年度にかかる業績連動ポイントの付与は行なっておりません。

(iii) 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえながら、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成としております。

(iv) 取締役の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役社長兼最高経営責任者（CEO）村尾修が、取締役会よりその具体的内容について委任を受けた上で、各取締役の基本報酬の額および各取締役の目標達成度を踏まえた賞与の額を決定しております。

委任を行なった理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当について評価を行なう上で、最も適していると判断したためであります。なお、取締役会は、株主総会に承認された報酬限度額の範囲において当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に対して取締役社長が作成した原案の公平性および妥当性について諮問をし、その結果の答申を受けることとしております。

② 監査役の報酬に関する事項

監査役の報酬は、2005年6月29日開催の第1期定時株主総会において決議された報酬額の範囲内で、監査役にて協議し決定しております。なお、その役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の数

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対 象 と 員 数 の 数 (名)
		基本報酬	業 績 連 動 報 酬		
			賞 与	株 式 報 酬	
取締役	120	90	18	11	9
監査役	45	45	—	—	4
社外役員	46	46	—	—	5

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の当社第1期定時株主総会において月額総額30百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております（同定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名）。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の当社第1期定時株主総会において月額総額10百万円以内と決議いただいております（同定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名）。
3. 取締役（社外取締役を除く。）の賞与の限度額は、2020年6月26日開催の当社第16期定時株主総会において総額10百万円以内と決議いただいております（同定時株主総会終結時点の支給対象となる取締役の員数は5名）。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与引当金として当社が計上した下記の金額も含まれております。
取締役 10百万円（社外取締役である対象者はありません。）
5. 上記のほか、兼務する連結子会社にて、取締役6名に対して総額117百万円（うち、基本報酬89百万円、賞与12百万円、株式報酬15百万円）、監査役3名に対して基本報酬36百万円（うち、社外監査役1名 12百万円）が支給されております。
6. 上記のほか、当事業年度に退任した取締役2名に対し退職慰労金13百万円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席状況

氏名	取締役会	監査役会
	出席回数／開催回数	出席回数／開催回数
取締役 大谷郁夫	17／17回	—回
取締役 松永隆善	17／17	—
取締役 野々垣好子	13／13	—
監査役 大原克哉	17／17	14／14
監査役 藤井司	17／17	14／14

(注) 取締役 野々垣好子氏は、2020年6月26日開催の定時株主総会において選任されており、就任後の取締役会の開催回数は13回です。

ロ. 取締役会および監査役会における発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行なった職務の概要

取締役 大谷郁夫氏は持株会社における経営企画、グループ管理および取締役としての経営経験により培われたグループ経営全般に関する幅広い識見に基づき発言、意見、提言を行なうなど、当社の取締役会における業務執行に対する監督機能を十分に発揮いたしました。また、指名・報酬委員会の委員長を務めており、客観的・中立的立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

取締役 松永隆善氏は上場会社での取締役としての経営経験および社外監査役としての監査業務の経験により培われた経営全般を監督するための幅広い識見に基づき発言、意見、提言を行なうなど、当社の取締役会における業務執行に対する監督機能を十分に発揮いたしました。また、指名・報酬委員会の委員を務めており、客観的・中立的立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

取締役 野々垣好子氏は上場会社の事業部門における業務経験ならびに海外子会社および上場会社における社外取締役としての経営経験により培われた経営全般を監督するための幅広い識見に基づき発言、意見、提言を行なうなど、当社の取締役会における業務執行に対する監督機能を十分に発揮いたしました。また、指名・報酬委員会の委員を務めており、客観的・中立的立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

そのほか、各社外取締役は取締役会の実効性評価にあたり、連携、共同して、各取締役および監査役に対するアンケートやヒアリングを実施し、客観的な立場から当社ガバナンス向上のための改善についての提言を行なっております。

監査役 大原克哉氏は、主に金融機関における経験に基づいて、また監査役 藤井 司氏は、主に弁護士としての専門的な見地から、それぞれ発言し、意見、提言を行なっております。

ハ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- (i) 取締役 野々垣好子氏は、(株)ニフコの社外取締役を兼務しております。なお、当社と当該法人との間には取引関係等はありません。
- (ii) 監査役 大原克哉氏は、(株)GSユアサ、(株)ジーエス・ユアサ バッテリーおよび(株)GSユアサ エナジーの監査役を兼務しております。いずれの法人も当社の連結子会社であります。
- (iii) 監査役 藤井 司氏は、辰野・尾崎・藤井法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社と当該法律事務所との間には取引関係等はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役（ただし、常勤である者を除く。）の間では、当社定款の規定および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人 トーマツは、2020年6月26日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	有限責任 あずさ監査法人	有限責任監査法人 トーマツ
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	78 百万円	18 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	124	29

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、これらの合計額を記載しております。また、上記の会計監査人の報酬等の額には英文連結財務諸表の監査に係る監査報酬の額を含めて記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、湯浅蓄電池（順徳）有限公司、Yuasa Battery, Inc.、Century Yuasa Batteries Pty. Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人が提出した当事業年度の監査計画の妥当性および適切性の確認ならびに、前任会計監査人である有限責任監査法人 トーマツの過年度実績との対比を行ない、監査時間、報酬等の単価と額の算出根拠および内容の精査ならびに監査担当者の配員計画を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は、相当かつ妥当であることを確認のうえ、その報酬等の額について同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容の概要 および運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンスの概念は「法令や社則の遵守」のみならず広く「法令、社則および倫理の遵守」であることに鑑み、「社会的責任（CSR）」および「リスク管理」への取組みと一体としてコンプライアンスが実践できる体制を構築する。
- ② 取締役および使用人が職務執行にあたって遵守すべき指針、行動規範として「企業理念」「経営ビジョン」「CSR方針」「CSR行動規範」等を定め、これを当社グループに周知徹底する。
- ③ CSRに関する重要課題（マテリアリティ）を特定し、計画的に諸施策を推進する体制として、CSR委員会を設置する。
- ④ 当社グループのリスク管理体制を構築し、コンプライアンス違反の予防および違反の早期発見を図る。
- ⑤ コンプライアンスのための当社グループ内教育を計画的に実施する。
- ⑥ 当社グループのコンプライアンスに関する内部通報窓口を社内外に設置することにより、情報収集および是正の早期化を図る。
- ⑦ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

【運用状況の概要】

- ① 「企業理念」をグループ全社員が共有し、実践するための具体的指針として「CSR方針」「CSR行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス違反の未然防止・危機発生時の損失または不利益の最小化・再発防止を効率的に推進するためのリスク管理規則を制定しております。
- ② CSRマニュアルを当社グループの役員および従業員に配布し、適宜教育を実施しております。子会社および調達先にも実態調査を行ない、改善に取り組んでおります。

- ③ CSRの推進に関する専任部門を事務局としたCSR委員会において、マテリアリティの特定・推進等に関する審議を行なっております。
 - ④ リスク管理規則に基づきコンプライアンス上のリスクを管理しており、グループリスク管理委員会を通してコンプライアンスの徹底を図っております。また、コンプライアンス体制の管理を継続しております。
 - ⑤ 階層別研修、海外赴任者向け研修、職場ミーティング等でコンプライアンスに関する教育を実施しております。その他、業務に係る個別法令等コンプライアンスに係る事項について、研修や通達、社内ニュースを通して啓発を行なっており、特に重要なテーマについては教育の強化を図っております。
 - ⑥ 内部通報窓口を社内外に設置し、通報に対して適切な措置を講じております。また、従業員に対してコンプライアンス・アンケートを実施し、リスクの早期発見および是正を図っております。
 - ⑦ 取引先との契約書に反社会的勢力の排除に関する条項を設けております。また、万一反社会的勢力から不当な要求があった場合には、毅然とした対応ができる体制を整えております。
- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
- 当社グループ各部門は、社則により、当該部門における取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理の責任を有するものとし、必要な情報を速やかに検索できるシステムを構築し、維持する。

【運用状況の概要】

検索しやすい情報環境を構築し、各情報について適切に管理を行なっております。

(3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

リスク管理規則により、当社グループの損失の危険の管理を徹底する。

【運用状況の概要】

リスク管理規則に基づき、当社グループの経営に重大な影響を与える危機の発生の予防を図るためのリスク管理体制を整備するとともに、実際に危機が発生した際の影響を最小限に止め、速やかに平常に復帰させるための体制を整備しております。

(4) **取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制**

- ① 適切な職務権限および意思決定のルールを徹底し、取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保する。
- ② 業務の合理化および電子化にむけた取り組みを推進する。

【運用状況の概要】

- ① 取締役会規則、稟議規則等において決裁区分および手続を定め、適宜権限委譲を行なっております。
また、当社取締役会が当社グループとしての経営計画を策定し、これに基づき各社各部門が重点実施課題を設定し、実行することにより、効率的な職務執行を行なっております。
- ② 規則、規程を含む各種情報をイントラネットの各種掲示板に掲示し、職務上必要な情報を常に閲覧できる体制を整えております。また、電子化をはじめとした合理化の諸施策を推進しております。

(5) **当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ① 関係会社管理規則およびグループ稟議制度等により、当社グループ各社から事業概況等の報告を受け、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行なわれる体制を整備する。
- ② 当社グループにおけるリスク管理を統括するグループリスク管理委員会の決定事項を当社および当社子会社のリスク管理委員会に徹底し、グループ全体の法令および社則の遵守等の業務の適正の確保を推進する。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を実施する。
- ④ 当社は、当社グループ各社がその財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成、開示するために必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】

- ① 当社グループ各社から事業概況等の報告を受ける体制
イ. 関係会社管理規則およびグループ稟議制度に基づく体制
関係会社管理規則に基づき当社グループ各社について主管会社を定め、当社グループ各社の事業の執行状況について直接もしくは主管会社を通じて報告を受ける体制を整備しております。また、報告された内容を稟議規則に照らし、経営、財務等の観点から確認を行なったうえで決裁する体制を整備しております。

□. 各種会議体による体制

当社取締役は、取締役会のほか、当社グループの各種会議に出席し、当社グループにおける職務執行状況等を確認しております。

- ② グループリスク管理委員会において当社グループのリスク管理体制を確認し、必要な施策を講じております。
- ③ 内部監査部門は、年度ごとに監査計画を作成のうえ監査を実施し、適宜改善指導を行っております。
- ④ 財務報告に係る内部統制規則に基づき、年度ごとに内部統制基本計画を定め、当該計画に従って財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価および報告を行っております。

(6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役と協議のうえ、適切な者を監査役の職務補助者に任命する。

【運用状況の概要】

監査役室を設置し、専任の職務補助者を任命しております。

(7) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務補助者の人事異動および考課については、監査役会の意見を尊重する。

【運用状況の概要】

監査役の職務補助者の異動にあたっては、監査役会に対し事前説明を実施しております。また、考課について、監査役会に確認しております。

(8) **監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役補助業務について、監査役が監査役の職務補助者に対して指揮命令権を有する体制を整備する。

【運用状況の概要】

監査役の職務補助者は、監査役の指揮命令のもとに監査役補助業務を遂行しております。

(9) 監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役が重要な会議に出席できる体制を整備する。
- ② 当社の取締役および使用人ならびに当社を除く当社グループの取締役、監査役および使用人は、前号の会議において、事業概況、リスク管理状況等の報告を行なう。また、監査役が出席する会議で報告する事項のほか次の事項については都度、速やかに監査役会に報告する。
 - イ. 職務執行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実
 - ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ハ. その他監査役が求めた事項
- ③ 前号に従い監査役への報告を行なった者に対して、当該報告を行なったことを理由として不利益な取扱いを行なうことを禁止する。
- ④ 内部通報制度の担当部門は、定期的にまた必要に応じて都度、内部通報状況を監査役に報告する。

【運用状況の概要】

- ① 監査役は、各種重要会議に出席し、適宜意見を述べております。
- ② 前号の重要な会議において、当社グループの事業概況やリスク管理状況について監査役に報告、説明を行なっております。また、重要なリスク事象については、発生都度、監査役会に報告しております。
- ③ 内部通報制度について定めた企業倫理ホットライン規程において、通報者に対する不利益取扱い禁止の旨を規定しております。
- ④ 内部通報の発生都度、監査役に報告しております。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設ける。また、監査役が当社に対し、監査役職務を執行する上で必要な費用の請求をしたときは、職務の執行に必要なでないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払う。

【運用状況の概要】

監査役から請求のあった費用について速やかに支払っております。

(11) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役社長は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。その他の取締役は、監査役と必要に応じて意見交換を実施する。
- ② 内部監査部門は、監査役との関係を密にし、定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。

【運用状況の概要】

- ① 取締役社長および各取締役は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施しております。
- ② 内部監査部門は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	194,332	流 動 負 債	107,839
現金および預金	36,280	支払手形および買掛金	34,742
受取手形および売掛金	74,269	電子記録債務	16,367
電子記録債権	5,039	短期借入金	13,440
商品および製品	37,236	未払金	15,976
仕掛品	14,973	未払法人税等	4,761
原材料および貯蔵品	15,658	設備関係電子記録債務	3,270
その他の	11,189	設備関係支払手形	358
貸倒引当金	△ 315	役員賞与引当金	120
固 定 資 産	237,528	その他の	18,802
有 形 固 定 資 産	134,530	固 定 負 債	89,503
建物および構築物	52,837	社	債 20,000
機械装置および運搬具	38,703	長期借入金	31,980
土地	22,737	リース債務	6,041
建設仮勘定	9,699	繰延税金負債	18,045
リース資産	296	再評価に係る繰延税金負債	928
使用権資産	5,075	役員退職慰労引当金	64
その他の	5,180	退職給付に係る負債	4,562
無 形 固 定 資 産	4,419	その	他 7,880
のれん	659	負 債 合 計	197,342
リース資産	1,078	純 資 産 の 部	
その他の	2,681	株 主 資 本	179,537
投 資 そ の 他 の 資 産	98,578	資 本 金	33,021
投資有価証券	64,349	資 本 剰 余 金	55,301
退職給付に係る資産	23,920	利 益 剰 余 金	95,869
繰延税金資産	3,497	自 己 株 式	△ 4,654
リース債権	2,616	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	22,708
その他の	4,517	その他有価証券評価差額金	17,171
貸倒引当金	△ 323	繰延ヘッジ損益	△ 115
繰 延 資 産	52	土地再評価差額金	2,137
社債発行費	52	為替換算調整勘定	417
資 産 合 計	431,913	退職給付に係る調整累計額	3,098
		非 支 配 株 主 持 分	32,324
		純 資 産 合 計	234,570
		負 債 お よ び 純 資 産 合 計	431,913

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		386,511
売上原価		289,944
売上総利益		96,566
販売費および一般管理費		71,755
営業利益		24,810
営業外収支		
受取利息および配当金	627	
持分法による投資利益	2,471	
為替差益	595	
その他の他	890	4,584
営業外費用		
支払利息	818	
その他の他	1,297	2,115
経常利益		27,279
特別利益		
固定資産売却益	1,350	
投資有価証券売却益	299	1,650
特別損失		
固定資産除却損	569	
固定資産売却損	14	
投資有価証券評価損	15	
減損損失	2,760	
工場移転費用	713	
その他の他	7	4,081
税金等調整前当期純利益		24,847
法人税、住民税および事業税	7,948	
法人税等調整額	2,107	10,056
当期純利益		14,791
非支配株主に帰属する当期純利益		3,336
親会社株主に帰属する当期純利益		11,455

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
2020年4月1日残高	33,021	55,301	87,180	△ 3,680	171,823
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 2,842		△ 2,842
親会社株主に帰属する当期純利益			11,455		11,455
自己株式の取得				△ 1,003	△ 1,003
自己株式の処分		△ 0		30	29
合併による増加			76		76
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					-
当連結会計年度中の変動額合計	-	△ 0	8,688	△ 973	7,714
2021年3月31日残高	33,021	55,301	95,869	△ 4,654	179,537

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 株 主 持	支 配 主 分	純資産合計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 金 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2020年4月1日残高	11,933	△ 244	2,137	△ 6,265	△ 3,047	4,513	28,982	205,318	
当連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当						-		△ 2,842	
親会社株主に帰属する当期純利益						-		11,455	
自己株式の取得						-		△ 1,003	
自己株式の処分						-		29	
合併による増加						-		76	
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	5,237	129		6,682	6,145	18,194	3,342	21,537	
当連結会計年度中の変動額合計	5,237	129	-	6,682	6,145	18,194	3,342	29,252	
2021年3月31日残高	17,171	△ 115	2,137	417	3,098	22,708	32,324	234,570	

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	100,230	流 動 負 債	5,540
現金および預金	5,747	短期借入金	1,549
売掛金	346	1年以内返済予定の長期借入金	3,700
関係会社短期貸付金	93,479	未払金	85
未収入金	641	未払費用	38
その他の	15	未払法人税等	144
固 定 資 産	80,758	役員賞与引当金	10
有 形 固 定 資 産	0	その他の	12
工具、器具および備品	0	固 定 負 債	44,259
投 資 そ の 他 の 資 産	80,758	社債	20,000
投資有価証券	334	長期借入金	24,212
関係会社株式	79,722	長期未払金	3
繰延税金資産	16	その他の	44
その他の	684	負 債 合 計	49,800
繰 延 資 産	52	純 資 産 の 部	
社債発行費	52	株 主 資 本	131,196
資 産 合 計	181,041	資 本 金	33,021
		資 本 剰 余 金	79,345
		資 本 準 備 金	79,336
		そ の 他 資 本 剰 余 金	8
		利 益 剰 余 金	23,484
		そ の 他 利 益 剰 余 金	23,484
		繰 越 利 益 剰 余 金	23,484
		自 己 株 式	△ 4,654
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	44
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	44
		純 資 産 合 計	131,240
		負 債 お よ び 純 資 産 合 計	181,041

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		7,203
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		898
営 業 利 益		6,304
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	1,940	
そ の 他	38	1,978
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	124	
社 債 利 息	63	
ア レ ン ジ メ ン ト フ ィ ー	187	
そ の 他	125	501
経 常 利 益		7,781
税 引 前 当 期 純 利 益		7,781
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	683	
法 人 税 等 調 整 額	△ 9	673
当 期 純 利 益		7,108

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金
2020年4月1日残高	33,021	79,336	9	79,345	19,218
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 2,842
当期純利益					7,108
自己株式の取得					
自己株式の処分			△ 0	△ 0	
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)					
当事業年度中の変動額合計	-	-	△ 0	△ 0	4,265
2021年3月31日残高	33,021	79,336	8	79,345	23,484

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
2020年4月1日残高	△ 3,680	127,904	△ 17	127,887
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△ 2,842		△ 2,842
当期純利益		7,108		7,108
自己株式の取得	△ 1,003	△ 1,003		△ 1,003
自己株式の処分	30	29		29
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)		-	61	61
当事業年度中の変動額合計	△ 973	3,291	61	3,353
2021年3月31日残高	△ 4,654	131,196	44	131,240

(注) 本事業報告ならびに本連結計算書類および本計算書類に記載の金額は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入しており、金額には消費税等は含まれておりません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 徹 雄 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三 浦 洋 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 田 徹 雄 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション 監査役会

監査役(常勤) 大 原 克 哉 ㊟

監査役(常勤) 山 田 秀 明 ㊟

監査役(常勤) 村 上 真 之 ㊟

監査役 藤 井 司 ㊟

(注) 監査役 大原克哉、藤井 司の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

会場 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地 当社ホール



1. J R 西大路駅から株主総会会場までの徒歩順路は、「--->」のとおりです。
(所要時間約8分)
2. J R 西大路駅を出て左折し、**歩道橋脇の高架下**をお通り下さい。
3. 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。